

平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都練馬区北町三丁目10番18号
日本高純度化学株式会社
代表取締役社長 渡 辺 雅 夫

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますからご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご明示、ご捺印のうえご返送くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン 2階 曙の間
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第35期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）営業報告書ならびに貸借対照表・損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第35期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役の報酬額変更の件

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は企業部門の活況が家計にも波及し、景気回復が一段と鮮明になって参りました。デフレ終結を背景に株価はじめ資産価格の一部に上昇が見られ、量的金融緩和策が解除されるなど、日本経済は15年に及び停滞局面を脱して力強い復活の様相を見せ始めました。

電子部品業界におきましては、一昨年の秋口から携帯電話及び液晶テレビなどデジタル家電が在庫調整に入りましたが、当初見込よりも早く調整が進んだため昨年7月以降には急速に回復し、その後は携帯電話、パソコンさらに薄型テレビなどのデジタル家電など堅調に推移しました。

当社におきましては、こうした背景に加え、鉛フリー化の進展に伴うフレキシブル基板及びコネクタ向け金めっき薬品の需要増加、機器の高機能化・微細化による部品点数の増加、さらにBGA等の半導体パッケージ向けの好調により金めっき薬品の需要が増加しました。

その結果、売上高は7,448,111千円(前期比35.4%増)、営業利益は1,960,648千円(前期比56.2%増)、経常利益は1,959,942千円(前期比56.8%増)、当期純利益は1,182,212千円(前期比58.7%増)となり、売上、利益とも過去最高を更新することができました。

最終用途品目別の状況は次のとおりであります。

(プリント基板・半導体搭載基板用)

半導体の小型化に伴いリードフレームタイプからBGAタイプへの移行が進みBGAの市場が拡大しました。

また、フレキシブルプリント基板市場において、微細化対応と鉛フリー対策としてはんだめっきから金めっきへの移行が進みました。さらに半導体パッケージ向け新製品の販売が乗軌化しました。

この結果、売上高は3,883,171千円と前期比32.8%増加となりました。

(コネクタ・マイクロスイッチ用)

鉛フリー化に伴う金めっき液の需要の拡大とコネクタの微細化に伴う高性能のめっき液の需要拡大により売上高は1,771,606千円と前期比75.0%増加となりました。

(リードフレーム用)

鉛フリー対策としてパラジウムPPFが好調、パラジウムめっき液の需要が増加しました。

売上高は1,473,079千円と前期比41.8%増加となりました。

(その他)

時計装飾用が減少し売上高は320,253千円と前期比39.1%減少となりました。

(2) 会社が対処すべき課題

a. 現状の認識及び対処すべき課題

当社が主力基盤とする半導体・電子部品市場は、高い成長率を維持し続けているグローバルな市場であるため、新しい技術の出現等により市場が激変するだけでなく、世界的な需給バランスの変化も重要な変動要因となります。

当社の販売先であるメーカーの多くは、このような厳しい市場に適応していくために、技術力を競い合うのは当然のこと、グローバル規模でのマーケティングと価格競争力の観点から、生産拠点と生産体制の再構築をも急速に進めております。

このような状況を踏まえ、当社では以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

(a) 技術開発力の強化

ユーザーの最先端の技術に常に関わりながら、新製品の開発と科学的理論武装、高品質・高性能かつ低コスト・高付加価値の製品をいち早く市場に投入し、競合他社との差別化を図っていく必要があります。

(b) 営業体制の強化

ユーザーに密着した「トータルソリューション体制」を強化し、取引先のニーズをきめ細かく吸い上げ、スピーディーかつ適切に対応する必要があります。また、ユーザーに対する提案力を強化する必要があります。

生産基地の海外移転等、取引先の事業活動の多様化、広域化に幅広く柔軟に対応し、新規顧客の獲得を強力に推進する必要があります。

(c) 情報の共有化・一元化

市場のニーズ、競合他社の状況、新製品の出現等市場の動向を把握・分析し、今後の新規顧客の開拓、次世代技術の開発、新規事業分野への営業戦略及び技術戦略の立案に有効に活用していく必要があります。

b. 具体的な取組状況

(a) 技術開発力の強化

優秀な新卒者及び即戦力となる優秀な研究開発スタッフを積極的に採用して研究開発水準の向上を図るとともに、ユーザーの技術開発の最先端の動きを注視して、きめ細かなトータルソリューションの実践を目指しております。材料開発グループ及びプロセス開発グループへの配属は、技術者個々人の適性を鑑みて決定します。

(b) 営業体制の強化

ユーザーのニーズをきめ細かく吸い上げ、スピーディーかつ適切に対応し、ユーザーに対する提案力の強化を図るために、技術ノウハウに関して豊富な知識と経験を

持った人材を技術部から営業技術部へ配置転換し、中堅クラスの増員及び若手の育成にも努めております。

(c) 情報の共有化・一元化

週に1回、管理職全員を対象とした連絡会議を行い、市場動向等の情報を幹部全員で共有して当社としての事業戦略等の方向性を統一しております。

また、最新の通信インフラを積極的に活用し、関係者相互の連携を密にするとともに、最新の技術情報等の収集を活発に行っています。

さらに、上記の様々な情報を戦略的かつ効率的に全部門が即時共有できるよう、新基幹システムを構築しました。

(3) 設備投資の状況

当期における設備投資は、研究開発用設備の増強、本社第二工場新設に伴う生産合理化設備及び社内LAN用サーバシステムの増設等により総額59,412千円の投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当期においては、新株予約権の権利行使に伴う払込により201,015千円の資金を調達いたしました。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第32期	第33期	第34期	第35期
	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
売 上 高	4,149,253	4,755,784	5,500,642	7,448,111
経 常 利 益	816,631	1,048,988	1,249,233	1,959,942
当 期 純 利 益	460,179	614,257	744,806	1,182,212
1株当たり当期純利益 (円・銭)	30,536.73	38,263.46	23,370.35	37,419.49
総 資 産	3,005,727	3,585,716	4,519,979	6,296,162
純 資 産	2,466,566	2,981,704	3,590,182	5,016,603

- (注) 1. 第34期の1株当たり当期純利益の減少につきましては、平成16年5月20日付で行った1：2の株式分割の影響によるものであります。なお、株式分割は期首に行われたものとして算出しております。
2. 第35期の状況につきましては、前記(1)営業の経過及び成果に記載のとおりであります。
3. 単位未満は切り捨てて表示しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 主要な事業の内容

当社は、電子部品のプリント基板（パッケージ基板を含む）、コネクタ及びリードフレーム等の接点、接続部位に使用される貴金属めっき薬品の開発、製造及び販売を主な事業内容としております。特にプロセスアドバイス及びアフターフォロー等までも含めた総合的な提案・提供を行っており、ユーザーのニーズに密着した製品の開発、製造及び販売に努めております。

(2) 主要な営業所及び工場

本 社 工 場 東京都練馬区北町三丁目10番18号

本社第二工場 東京都練馬区北町三丁目6番5号

なお、本社第二工場は平成17年9月1日より操業を開始いたしました。

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 123,200株

発行済株式の総数 31,388株

新株予約権（ストックオプション）の権利行使により発行済株式の総数は588株増加いたしました。

当期末株主数 4,577名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,479株	7.90%	株	%
エフピーエフ2000,エル.ピー.	2,462	7.84		
渡 辺 雅 夫	1,525	4.86		
下 田 益 弘	1,444	4.60		
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,231	3.92		
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,100	3.50		
日本証券金融株式会社	1,014	3.23		
明治安田生命保険相互会社	676	2.15		
JPC従業員持株会	638	2.03		
山一電機株式会社	600	1.91	20,000	0.11

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する上記持株数は、すべて信託業務に係る株式です。

(5) 新株予約権の状況

当社は、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しておりますが、その状況は次のとおりであります。

現に発行している新株予約権

(定時株主総会決議日)	平成15年6月27日	平成16年6月25日	平成17年6月24日
・新株予約権の数	52個	16個	307個
・新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
・目的となる株式の種類及び数	(注) 普通株式 104株	普通株式 16株	普通株式 307株
・新株予約権の行使時の払込金額	(注) 341,863円	660,000円	658,685円
・新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～ 平成25年6月30日	平成18年7月1日～ 平成26年6月30日	平成19年7月1日～ 平成27年6月30日

(注) 平成16年5月20日付1：2株式分割により新株予約権の目的となる株数は2倍となり、新株予約権行使時の1株当たり払込金額は1株当たり1/2に変更となっております。

当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成17年6月24日
新株予約権の数	307個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	307株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使の条件	<p>行使の条件 新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはその限りではない。但し、その権利行使はその地位を喪失した後1年間とする。</p> <p>行使期間 平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで</p> <p>新株予約権の行使時の払込金額 658,685円</p> <p>その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の消却の事由及び条件	<p>以下の場合には、無償で消却できる。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合</p>
有利な条件の内容	当社の取締役、監査役及び使用人に対し、新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた特定使用人等以外の者の氏名又は名称並びに
割当を受けた新株予約権の数

地位又は職業等	氏名又は名称	新株予約権の数
当社取締役	渡辺雅夫	40個
当社取締役	清水茂樹	25個
当社取締役	井川匡弘	20個
当社取締役	峰壽蔵	20個
当社取締役	千葉潔	20個
当社取締役	種房俊二	10個
当社監査役	寺岡功	15個
当社監査役	林健二郎	10個
当社監査役	禿節史	10個
計		170個

割当を受けた特定使用人等の氏名及び割当を受けた新株予
約権の数

区 分	氏 名	新株予約権の数
当社の使用人	内田薫	15個
当社の使用人	伊藤勝孝	15個
当社の使用人	清野順子	15個
当社の使用人	高崎隆治	15個
当社の使用人	岩本洋介	10個
当社の使用人	菊池康典	10個
当社の使用人	前田淳	8個
当社の使用人	大久保和博	5個
当社の使用人	小島智敬	5個
当社の使用人	清原歆三	5個

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	付与者の人数
当社使用人	137個	普通株式 137株	31名

(6) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	2(増)名	33.6歳	6.0年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役、相談役、パートタイマーは含まれておりません。

(7) 取締役及び監査役の氏名、会社における地位

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	渡辺雅夫	
常務取締役	清水茂樹	
取締役	種房俊二	アルコニックス(株)取締役、 シミック(株)監査役
取締役	千葉潔	(株)すかいらーく顧問
取締役	井川匡弘	営業技術部長
取締役	峰壽蔵	業務部長
常勤監査役	寺岡功	
監査役	林健二郎	
監査役	禿節史	(有)光和技术研究所代表取締役
監査役	小船井正浩	(財)明治安田クオリティオブライフ 文化財団専務理事

- (注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動
平成17年6月24日開催の第34期定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役及び監査役は次のとおりです。
- 取締役 峰 壽 蔵
監査役 小船井 正 浩
- 平成17年6月24日開催の第34期定時株主総会において、退任した取締役及び監査役は次のとおりです。
- 取締役 下 田 益 弘
取締役 平 岩 武 治
監査役 木 村 睦
2. 取締役種房俊二氏、千葉潔氏は商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役です。
3. 監査役林健二郎氏、禿節史氏、小船井正浩氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	8名	千円 81,502	5名	千円 17,205	13名	千円 98,707
利益処分による役員賞与	5	23,951	1	1,049	6	25,000
株主総会決議に基づく退職慰労金	2	86,789	1	937	3	87,726
計		192,242		19,191		211,434

株主総会決議（平成11年11月16日）による報酬限度額（商法第269条第1項第1号の報酬）は、取締役（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含まない。）が年額200,000千円以内、監査役が年額20,000千円以内であります。

使用人兼務取締役2名に対する使用人給与相当額は32,649千円であります。

平成17年6月24日開催の第34期定時株主総会において、取締役2名退任し1名就任したため、期末現在の人員は取締役6名、監査役4名であります。

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 10,000千円

上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 10,000千円

上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 10,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成18年1月20日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり新株式を発行いたしました。

平成18年4月1日（効力発生日）付をもって普通株式1株につき2株に分割しました。

(1) 分割により増加した株式数

普通株式 31,388株

(2) 分割の方法

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を1株につき2株の割合で分割いたしました。

(3) 配当起算日

平成18年4月1日

なお、平成18年4月1日付をもって当社定款を変更し、会社の発行する株式の総数を123,200株から246,400株に変更いたしました。

(注) 本営業報告書中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,313,852	流 動 負 債	1,035,469
現 金 預 金	3,291,500	支 払 手 形	8,347
受 取 手 形	234,234	買 掛 金	341,164
売 掛 金	1,484,853	未 払 金	38,659
製 品	94,802	未 払 法 人 税 等	551,000
原 材 料	132,509	未 払 消 費 税 等	33,962
貯 蔵 品	2,340	賞 与 引 当 金	52,000
前 払 費 用	6,783	設 備 未 払 金	840
繰 延 税 金 資 産	66,457	そ の 他 の 流 動 負 債	9,495
そ の 他 の 流 動 資 産	371	固 定 負 債	244,089
固 定 資 産	982,309	繰 延 税 金 負 債	163,572
有 形 固 定 資 産	153,989	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	80,517
建 物	39,655	負 債 合 計	1,279,559
車 両 運 搬 具	4,440	(資本の部)	
工 具 器 具 備 品	109,893	資 本 金	1,234,508
無 形 固 定 資 産	44,537	資 本 剰 余 金	978,220
ソ フ ト ウ ェ ア	41,960	資 本 準 備 金	978,220
電 話 加 入 権	466	利 益 剰 余 金	2,537,547
商 標 権	2,111	任 意 積 立 金	1,238,220
投 資 そ の 他 の 資 産	783,782	特 別 償 却 準 備 金	38,220
投 資 有 価 証 券	756,604	別 途 積 立 金	1,200,000
差 入 保 証 金	22,186	当 期 未 処 分 利 益	1,299,327
長 期 前 払 費 用	4,217	株 式 等 評 価 差 額 金	266,327
そ の 他 の 投 資	773	資 本 合 計	5,016,603
資 産 合 計	6,296,162	負 債 及 び 資 本 合 計	6,296,162

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		7,448,111
売上高	7,448,111	
営業費用		5,487,462
売上原価	4,658,891	
販売費及び一般管理費	828,570	
営業利益		1,960,648
営業外損益の部		
営業外収益		3,286
受取利息及び配当金	1,878	
為替差益	904	
保険配当金	362	
雑収入	141	
営業外費用		3,992
新株発行費	3,842	
雑損失	149	
経常利益		1,959,942
(特別損益の部)		
特別利益		310
保険金収入	310	
特別損失		1,100
固定資産除却損	1,100	
税引前当期純利益		1,959,152
法人税、住民税及び事業税		786,874
法人税等調整額		9,934
当期純利益		1,182,212
前期繰越利益		210,343
中間配当額		93,228
当期末処分利益		1,299,327

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ．時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貴金属以外の製品・原材料・貯蔵品については月次総平均法による原価法、貴金属については月次総平均法による低価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、平成10年度の法人税法の改正に伴い平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く。)については定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績繰入率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、これは、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(7) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) ヘッジ会計の方法

為替予約を付されている外貨建金銭債権等については、振当処理を行っております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 303,481千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している事務処理システムがあります。

(3) 商法施行規則第124条第3号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は266,327千円であります。

(4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損益計算書関係

(1) 1株当たり当期純利益 37,419円49銭

(2) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

項 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,299,327,134
任 意 積 立 金 取 崩 額	
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	16,552,650
計	1,315,879,784
これを次のとおり処分します。	
配 当 金	156,940,000
普 通 配 当	(1 株につき5,000円)
役 員 賞 与 金	20,000,000
(う ち 監 査 役 賞 与 金)	(1,500,000)
任 意 積 立 金	
特 別 償 却 準 備 金	2,037,016
別 途 積 立 金	700,000,000
次 期 繰 越 利 益	436,902,768

(注) 1. 平成17年11月25日に93,228,000円(1 株につき3,000円) の中間配当を実施いたしました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月17日

日本高純度化学株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 安田弘幸 ⑩
指定社員 業務執行社員 公認会計士 小野淳史 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、日本高純度化学株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第35期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

株式分割に関する後発事象が営業報告書に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第35期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および工場において業務および財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項はありません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

日本高純度化学株式会社 監査役会

常勤監査役 寺 岡 功 ⑩

監 査 役 林 健二郎 ⑩

監 査 役 禿 節 史 ⑩

監 査 役 小船井 正 浩 ⑩

(注) 監査役林健二郎、禿節史及び小船井正浩は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 31,388個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第35期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類14頁に記載のとおりといたしたく存じます。

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保資金を確保しつつ、収益状況に応じた配当を行うことを基本方針としております。従いまして、当期末の利益配当金につきましては、1株につき5,000円の配当金とさせていただきたいと存じます。

これにより中間配当3,000円と合わせ、年間配当金は1株につき8,000円となります。

なお、役員賞与金につきましては取締役4名、監査役1名に対し合計2,000万円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、当社定款の変更をするものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第370条の規定に伴い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第23条第2項(取締役会の決議方法)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に伴い、社外監査役の招聘を容易にし、またその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定を締結することを可能にするため第38条第2項(社外監査役との間の責任限定契約)を新設するものであります。

(2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、平成18年5月1日付けで、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

本公司は、本公司の機関として株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

本公司は株券を発行する旨の定め。

本公司は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(3) 上記法令等の変更に伴い、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するとともに、引用する法律の条文を会社法の相当条文に変更するものであります。また、その他全般にわたり、条文の加除に伴う条数の変更、構成の整理、字句の整備等を行うものであります。

(4) 第5条の公告方法につきましては電子公告とすることに変更、第28条第2項社外取締役の責任限定につきましては実態に合わせ賠償責任限度額の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、日本高純度化学株式会社と称し、英文では JAPAN PURE CHEMICAL CO., LTD. と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 金属めっき液の開発、製造、販売業務。 2. 高純度金属および貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。 3. 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。 4. 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。 5. 前各号に付帯する一切の事業。	(目的) 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店所在地) 第3条 当社は本店を東京都練馬区に置く。</p>	<p>(本店所在地) 第3条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p>第2章 株式および端株</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の発行する株式の総数は、246,400株とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、246,400株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>第6条 端株主は、商法第220条ノ3第1項第3号に基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</p>	<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(端株主の権利)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6条 端株主は、商法第220条ノ3第1項第3号に基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</p>	
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p>	<p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2 前項に定める他必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p>	<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当会社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>3 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 当会社の株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、端株の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(自己株式の取得) 第10条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(自己の株式の取得) 第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>	<p>(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p>
<p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>(議事録) 第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数) 第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法等) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限り)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第24条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議を持って、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為により賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数) 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(員数) 第29条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法) 第32条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬) 第35条 監査役の報酬は、<u>株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第39条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には、利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	渡辺 雅夫 (昭和15年1月26日生)	昭和40年4月 日本トレーディング株式会社入社 昭和52年10月 同社機械建設本部部長代理 昭和61年5月 当社入社 取締役社長 平成11年5月 代表取締役社長(現任)	1,525株
2	清水 茂樹 (昭和18年10月2日生)	昭和41年4月 三菱化学株式会社入社 平成11年4月 同社フェロー 平成11年12月 当社入社 技術本部長 平成14年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役(現任)	243株
3	種房 俊二 (昭和10年11月23日生)	昭和35年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 平成2年5月 同行取締役営業部長兼新橋支店長 平成3年6月 富士銀キャピタル株式会社(現みずほキャピタル株式会社)代表取締役社長 平成11年8月 当社非常勤取締役(現任) 平成12年3月 富士キャピタルマネジメント株式会社(現みずほキャピタルパートナーズ株式会社)代表取締役社長 平成13年3月 アルコニックス株式会社取締役(現任) 平成16年12月 シミック株式会社監査役(現任)	株
4	千葉 潔 (昭和8年5月8日生)	昭和28年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 昭和61年5月 同行支店業務第四部長 平成2年3月 株式会社すかいらく代表取締役専務 平成11年3月 同社顧問(現任) 平成13年6月 当社非常勤取締役(現任)	40株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	井川 匡弘 (昭和31年1月23日生)	昭和54年4月 日本サーキット工業株式会社入社 昭和59年10月 同社品質保証部品質管理課長 昭和61年10月 当社入社 開発部長 平成14年6月 営業技術部長(現任) 平成15年6月 取締役(現任)	153株
6	峰 壽蔵 (昭和22年3月1日生)	昭和40年4月 新日本電気株式会社(現NECホームエレクトロニクス株式会社)入社 平成7年4月 同社資材部国際購買部長 平成11年12月 当社入社 業務部長(現任) 平成17年6月 取締役(現任)	153株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 種房俊二氏、千葉潔氏は社外取締役の要件を満たしている候補者であります。

第4号議案 監査役の報酬額変更の件

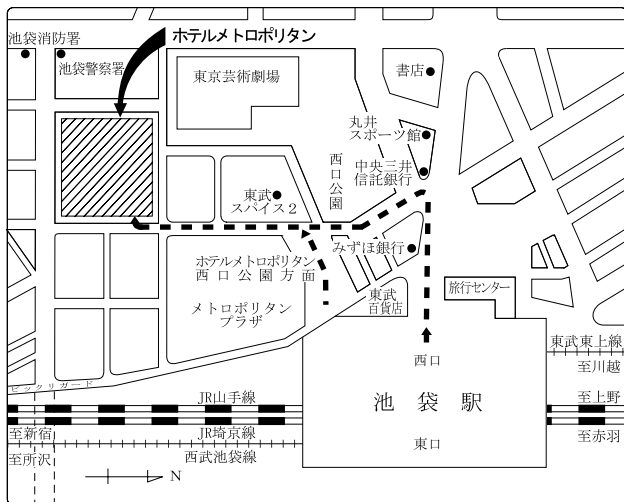
当社の監査役の報酬額は平成11年11月16日開催の臨時株主総会において、年額2,000万円以内と決議いただき今日にいたっておりますが、監査役の人員増加及び監査体制の強化等の事情を勘案し、年額3,000万円以内と変更させていただくものであります。

なお、現在の監査役の員数は4名であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
ホテルメトロポリタン2階 曙の間
電話 (03) 3980-1111



池袋駅西口より徒歩約5分